

別表（第4条関係）

家庭保育室保育料助成基準額表

区分	基準	1月当たりの助成金額	
A	前年度分の市町村民税が均等割のみの世帯	24,000円	
B 1	前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	23,000円
B 2		3,000円以上 15,000円未満	22,000円
B 3		15,000円以上 30,000円未満	21,000円
B 4		30,000円以上 60,000円未満	20,000円
B 5		60,000円以上 90,000円未満	19,000円
B 6		90,000円以上 120,000円未満	17,000円
B 7		120,000円以上 140,000円未満	15,000円
B 8		140,000円以上 160,000円未満	13,000円
B 9		160,000円以上 180,000円未満	11,000円
B 1 0		180,000円以上 200,000円未満	8,000円
B 1 1		200,000円以上 210,000円未満	4,000円
B 1 2		210,000円以上	2,000円

- 1 上記の区分は、保護者及び生計を共にしている同居者の市町村民税の合算額で決定する。
- 2 この表のA区分における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、B1区分からB12区分までにおける「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。